

In This Issue

最近特許法院主要判例

- ▶ 特許法院2007.7.5.宣告2006HEO5027判決
[登録無効(商)]
- ▶ 特許法院2007.7.11.宣告2006HEO9197判決
[拒絶決定(特)]
- ▶ 特許法院2007.7.12.宣告2005HEO10213判決
[登録無効(特)]
- ▶ 特許法院2007.7.11.宣告2007HEO852判決
[拒絶決定(特)]

最近出願動向

- ▶ カメラ装着自動車関連特許出願急増
- ▶ PLC関連特許出願急増
- ▶ 半導体チップの静電気防止回路関連技術開発活発
- ▶ 電子ペーパー、果たして我々の生活に舞込んでくれるのだろうか

立法予告

- ▶ 半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令改正案

カメラ装着自動車関連特許出願急増

日々増している自動車の安全性に対する要求を反映するかのように、カメラを用いた自動車の安全性補完技術に関する特許出願が増加している。関連特許出願は、特に2005年以後前年対比大幅に増加する傾向をみせている。

半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令改正案立法予告

2007年4月に公布された改正半導体集積回路の配置設計に関する法律の改正事項である電子申し込み制度と関連した手続きを反映するために施行令の改正案が立法予告され、主な内容を見ると、下記の通りであり、意見のある団体または個人は2007年8月3日までに意見書を特許庁長に提出することができる。

- イ. 設定登録申込の電子化のための規定整備
- ロ. 電子申込に伴う設定登録申込の却下理由の具体化
- ハ. 設定登録申込書などの書類に対する補正制度導入
- ニ. 設定登録申込に関する書類などに対する閲覧・写しの要件の具体化
- ホ. 配置設計ファイルの秘密保持管理規定の導入
- ヘ. 法人関連記載事項整備
- ト. 「分かりやすい法令作りのための整備基準」に基づいた整備

最近特許法院主要判例

「スポーツ用ゴーグル、サングラスは、スポーツ用衣類、履物（スキー靴）などと経済的な牽連の程度が密接である」

〈2007.7.5.宣告 2006HEO5027 判決〉
基礎事実：

1. この事件登録商標

- 1) 出願日/登録決定日/登録日/登録番号：2003.8.9./2005.5.23/2005.8.22/第628722号

EXR

2) 構成：

指定商品：スポーツ用ゴーグル、サングラス、メガネ、枠、レンズ、メガネ入れ、メガネ紐、水泳ジャケット、乾電池（商品類区分第9類）


2. 先使用商標


1) 構成

先使用商標 1 : 이엑스알

先使用商標 2 : **E · X · R**

先使用商標 3 : 이엑스알

先使用商標 4 : 

先使用商標 5 : 

先使用商標 6 : 

2) 原告は2001年8月頃から先使用商標1、2が付着されたジャケット、セーター、Tシャツ、防寒用手袋、登山用バック、ハンドバック、傘などを、2004年1月頃から先使用商標5、6が付着された登山靴、スキー靴、野球靴、陸上競技用靴、サイクル選手運動服、水上スキー服、乗馬靴、水着、水泳キャップ、水泳パツツ、スポーツシャツなどを生産、販売しており、また、先使用サービス標3、4を用いて2001年10月頃から先使用商標1、2が、2004年1月頃から先使用商標5、6が付着された衣類と履物などが販売されており、各先使用商標（サービス標含む、以下、「商標」とする）に関して商標登録出願をし、商標登録した。

3. 原審決の内容

先使用商標の保有者である原告は、被告を相手としてこの事件登録商標に対する登録無効審判（2005當2180号）を請求したものの「この事件登録商標の指定商品と各先使用商標の使用商品の間には互いに経済的牽連性がなく、各先使用商標はこの事件登録商標の登録決定当時国内で周知・著名であったとは認め難く、この事件登録商標が不正な目的を持って使用されたとは認定できなく、よって、被告が意図的に先使用商標の名声に便乗する目的で商標を模倣したとは断定し難いため、審判請求を棄却する」と判断した。

判示事項：

スポーツ用ゴーグル、サングラスは、スポーツ用衣類、履物（スキー靴）などと経済的な牽連の程度が密接しており、一方、メガネ、枠などは衣類、手袋、カバン、履物などとは全体的からして互いに経済的牽連関係にあるとは言えない。

判決要旨：

スポーツ用ゴーグル、サングラスは、最近トータルファッション化の傾向から衣類やスポーツ用品業界でも製造し、販売しているところからしてスポーツ用衣類、履物（スキー靴）などとは経済的な牽連の程度が密接しており、一方、メガネ、枠、レンズ、メガネ入れ、メガネ紐は衣類、手袋、カバン、履物などとはその原料、用途、生産者及び販売者、需要者などが異なるため、全体からして互いに経済牽連関係にあるとは言えない。

よって、特許審判院の2006年5月1日付け2005當2180号事件に関する審決のうち、登録番号第628722号の商標の指定商品の中で「スポーツ用ゴーグル、サングラス、水泳ジャケット」に関する部分を取消す。

参照条文：商標法第7条第1項第11号

（商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺く恐れのある商標は商標登録を受けることができない）
参照判例：大法院2006.6.9.宣告2004HU3348判決

「数回に渡って異なる内容の補正書を提出した場合には、補正期間などの手続き要件を遵守した補正書のうち、最後のもののみを審査すべきである」

<2007.7.11.宣告2006HEO9197判決>

基礎事実：

原告の特許出願第2003-2541号は、特許請求範囲において発明の構成が明確で簡潔に記載されており、明細書の詳細な説明もその技術分野における通常の知識を有する者が容易に実施できる程度に記載されていないため、特許を受けることができないという理由で拒絶決定された。

原告は前記拒絶決定に対する不服審判を請求し、

かつ2005年3月16日及び2005年4月6日の二回にかけて明細書と図面をそれぞれ補正したが、特許庁は第1次及び第2次補正の全てに対し補正却下決定を下し、拒絶決定同様の理由で原決定をそのまま保持した。

判示事項：

イ．一つの特許出願補正段階において数回の補正がある場合には、特別な理由がない限り、特許庁は補正期間などの手続き要件を遵守した補正のうち、最後のものを取って審査すべきである。

ロ．審決取消訴訟で補正却下決定とは異なる理由を挙げ補正の不適法を主張することができる。

判決要旨：

イ．特許法第47条によると、特許出願に対する特許庁の審査または特許拒絶決定に対する不服審判手続きで、特許出願人は所定の段階ごとに一定要件下で特許出願書に添付の明細書または図面を補正できるようになっているところ、特別な規定がない限りある人が同時期に異なる内容の複数の特許出願意思を有しつついずれかの一つの発明に特許付与を求めることは1発明1出願主義（特許法第45条参照）などの規定によって許容されないもので、このような原則の表現として互いに異なる内容の出願明細書が選択的または予備的に組み合わせられ、一つの特許として出願されることは許容されておらず、補正においても前記のように組み合わせられ、一つで補正することが許容されないことなどを考慮すると、一つの根拠規定に基づいて補正が許容される一つの段階で出願人が数回に渡って異なる内容の補正書を提出した場合には、それぞれの補正趣旨ないし補正内容から、後で出された補正書が先に出された補正書を補充する等の特別な理由がない限り、順次に新たな補正書が提出されたこととし従来の補正書は撤回され、新しい補正書のみが有効であるとみなすので、特許庁は補正期間などの手続き要件を遵守した補正書のうち最後のもののみを審査すべきである。

ロ．特許庁が出願人の明細書などに対する補正を却下する場合には、拒絶決定とは違ってその決定以前に出願人にその理由を通知し意見提出及び補正の機会を与えるなどの特許法規定はなく、審決取消訴訟の段階まで至り、特許庁が補正却下決定、或いは審判手続きで扱わなかった別の理由を挙げ補正の不適法を主張したとしても、出願人としてはそれに対応して訴訟手続きにてその審理方式に応じて十分とその別の理由と関連して補正の適法可否に関して争えるので、出願人の防衛権または手続き的利益が侵害されると言えなく、特許庁は審判手続きにて扱われていない別の理由を挙げ、拒絶決定に対する審決取消訴訟段階で補正の不適法を主張することができる。

参照条文： イ．特許法第45条、第47条

「登録無効審判の審決後、確定の訂正審決によって特許請求範囲が訂正された場合にも特許法院が無効可否を判断できる」

〈2007.7.12.宣告2005HEO10213判決〉

基礎事実：

原告は、この事件特許発明について各比較対象発明と比べ、進歩性に欠けるという理由を挙げ登録無効審判を請求し、特許審判院はこれに対し2005當673で審理し、原告の審判請求を棄却する審決を下した。

一方、被告は、原告らが前記原審決に不服し、審決取消訴訟を提起した後の2006年2月7日、特許審判院にこの事件特許発明に対する訂正審判を請求し、特許審判院はこれを2006訂12号で審理して2007年1月29日に訂正を認める審決をし、確定され、よってこの事件特許発明の特許請求範囲第1項は訂正され、残りの特許請求範囲はすべて削除された。

これに対し、原告らはこの事件特許発明の特許請求範囲が、原審決後に決められた確定の訂正審決によって訂正されたが、原審決では訂正の特許請求範囲について審理したことがないので、特許審判院にて訂正の特許請求範囲について再審理させるのが当然であり、よって原審決は取消されるべ

きであると主張した。

判示事項：

イ. 確定の訂正審決によって審決における審判対象である特許請求範囲が異なっても特許法院にて特許発明の無効理由が存在するかどうかを判断できるのかの可否（積極）

ロ. 審決後に確定の訂正審決によって特許請求範囲が削除された場合、削除された特許請求範囲の発明に対する訴の適法可否（消極）

ハ. 訂正後、特許請求範囲の記載と詳細な説明の記載とが合致していない場合の記載不備に対する判断

判決要旨：

イ. 特許法第136条第9項に基づいて「審決」も訂正後の明細書または図面によって審決されたこととみなしており、訂正後の特許請求範囲によって審決されたこととみなすべきであり、同条第2項によって特許請求範囲の訂正は特許請求範囲を実質的に拡張するか、変更できないものであり、訂正後の特許発明が権利の同一性をそのまま保持しながらその特許権の内容である権利範囲のみを減縮しなければならないため、実体法上、権利範囲に何の変動を持ち込めないとみなすところ、登録無効審判請求事件に対する審決取消訴訟において審決取消訴訟の審理範囲に制限を行わなく、審判手続きにて主張しなかった新たな無効理由についても主張・立証でき、これについて審理・判断できるところ、無効審判請求人は特許請求範囲を実質的に拡張するか、変更した場合または特許出願時に特許を受けることのできない場合など、訂正要件に反する訂正審決が確定された場合にも訂正無効審判の請求ができ（特許法第137条、第136条第2項ないし第4項）、特許法院にて訂正の特許発明を基にその無効可否を判断したとしても無効審判請求人に特段に不利だとは考えられないところ、大法院に登録無効審判事件が保留中に訂正

審決が確定された場合、原審決を破棄して審決を取消す裁判をせず、特許法院に差し戻して特許法院が判断するようにしているところからして、登録無効審判の審決後に特許請求範囲が訂正されたとしても審決取消訴訟にて特許法院が訂正された特許請求範囲を審決の基にして特許発明に無効理由が存在するかどうかを判断できる。

ロ. 訂正で削除された特許請求範囲は初めから存在しなかったこととみなすべきで、結局のところ審決が存在しなかった特許発明を対象として判断し違法ではあるが、訂正審決が確定されてその対象発明が存在しなくなった以上、審決の取消しを求める法律上の利益もなくなったとみるのが当然であるため、この部分に対する訴は不適法である。

ハ. 訂正後、唯一に残った特許請求範囲第1項の記載のうち、パッキング（70）の位置に関して特許請求範囲と発明の詳細な説明及び図面とは明らかに異なって記載されており、特許請求範囲の記載のようにパッキングが加圧板（64）の上段とケース（58）の上段の内側の間に弾性部材（66）と並んで位置する場合には、発明の詳細な説明のようにパッキング（70）がケース（58）の上部の外側と調節部材（62）の頭（上部）の下段の間に位置する時とは違って、オイル（0）の外部漏出を防止する作動原理を分かる術がなく、特許請求範囲第1項の発明は詳細な説明によって裏付けられていない、或いは発明が明確で、簡潔に記載されていないとし、特許法第42条第4項第1号または第2号の規定のいわゆる記載不備に該当する。

参照条文：特許法第136条、第137条、特許法第42条第4項第1号、第2号

参照判例：大法院1996.6.14.宣告95HU1159, 大法院2001.10.12.宣告99HU598判決、大法院2002.6.25.宣告2000HU1290判決、大法院2006.5.11.宣告2004HU1120判決

「特許を受ける権利の共有者のうち一人によって審判請求された後、審判請求期間の経過後に違う供有者の持分放棄があったとしても審判請求不適法の瑕疵はそのまま」

〈2007.7.11.宣告2007HEO852判決〉

基礎事実：

原告は、その出願人としての権利の一部をVK株式会社へ譲渡し、これを特許庁長に申告した後、再びVK株式会社がその共有者としての地位をエムテックビジョン(Mtekvision)株式会社に譲渡し、これを特許庁長に申告することによって原告とエムテックビジョンとがこの事件出願発明の特許を受ける権利の共有者となった。以後、特許庁はこの事件出願発明が進歩性に欠けるという理由で拒絶決定をし、原告が単独で特許審判院に前記拒絶決定に対する不服審判を請求しており、共有者であるエムテックビジョンは、前記拒絶決定に対する不服審判請求をせず、その不服審判請求期間が過ぎた。

これに対し、原告は（1）拒絶決定不服審判請求期間内であり、かつ審判請求日以前にエムテックビジョンがこの事件出願発明の特許を受ける権利の共有持分を放棄することによって、この事件審判請求日以前に既に原告がこの事件出願発明に関する単独権利者となったので、原告のこの事件審判請求が適法であり、（2）前記放棄効力が発生していなく、この事件審判請求が不適法であるとしても、この事件審判の審理の終結前にエムテックビジョンが持分放棄による名義変更申告をすることによって同日付、原告が単独権利者となったので、この事件審判請求が不適法であるとする瑕疵は治癒されたと主張しました。

判示事項：

特許を受ける権利の共有者のうち1人が単独で拒絶決定に対する不服審判請求をした場合には、他の共有者が審判請求期間内に不服審判請求をせず審判請求期間が経過した後持分を放棄した場合、その審判請求が不適法であるという瑕疵が治癒できるのかの可否（消極）

判決要旨：

イ. 拒絶決定に対して特許を受ける権利の共有者のうち1人が単独で不服審判請求をただけであって、他の共有者が審判請求期間内に不服審判請求をしない場合、これは特許法第139条第3項に反するもので不適法であり、その審判請求の適法性の欠缺は補正できない時期に該当するので、特許法第142条によって却下されるべきである。

ロ. 特許法第38条第4項によると、特許出願後、特許を受けられる権利の承継は相続その他一般承継の場合を除いては名義変更の申告をしないとその効力が発生しないため、相続その他一般承継に該当しない共有者1人の共有持分放棄の効力は、これを特許庁長に申告した時に至ってこそ発生する。そして、拒絶決定に対し不服審判請求をしなかった共有者が自分の共有持分を放棄することによってその共有持分が審判請求人である共有者に帰属され、彼が出願発明に関する単独権利者となったとしても放棄の効力は将来に向けて発生するので、拒絶決定に対する不服審判請求期間の経過以後に共有持分放棄の効力が発生した以上、審判請求人はあその時から単独権利者となっただけで、審判請求当時へ遡及して単独権利者となるものではなく、また審判請求人は他の共有者の共有者としての地位を承継したものであるため、その承継した共有者の地位からは拒絶決定に対する不服審判請求期間内に審判請求しなかった瑕疵をそのまま有しているとみなし、審判請求の不適法という瑕疵は治癒されたと考えられない。

参照条文：特許法第38条第4項、第139条第3項、第142

カメラ装着自動車関連特許出願急増

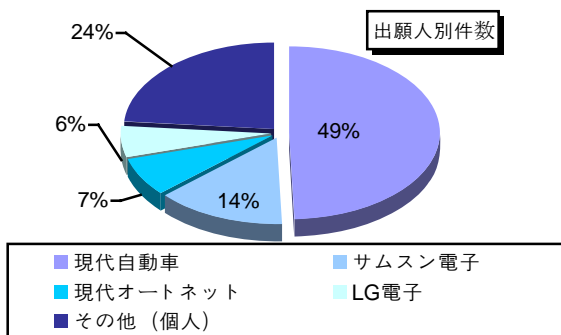
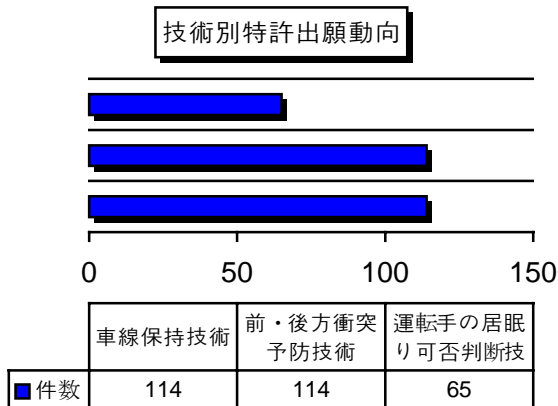
日々増している自動車の安全性に対する要求を反映するかのよう、カメラを用いた自動車の安全性補完技術に関する特許出願が増加している。関

PLC 関連特許出願急増

連特許出願は、毎年増加し続けており、特に2005年以後大幅に増加する傾向をみせている。

カメラを盛り込んだ自動車の安全性補完技術は、運行中の自動車の車線をモニタリングし、自動車が車線からずれると警告メッセージを送る車線保持技術、前・後方のカメラで接近してくる車の速度を計算し、衝突を事前に防ぐ前・後方衝突予防技術、画像処理技術を盛り込んで運転手のまぶたの動きを察知し、まぶたが重くなり、閉じれる速度で運転手の居眠り可否を判断する運転手居眠り可否判断技術に大きく3つで分けることができる。

現在まで出願された特許出願は、総293件であり、車線保持技術関連特許出願は114件（39%）、前・後方衝突予防技術関連特許出願は114件（39%）、運転手の居眠り可否判断技術関連特許出願が65件（22%）である。この分野の代表的出願人としては、現代自動車（101件、35%）、サムスン電子（28件、10%）、現代オートネット（15件、5%）、LG電子（12件、4%）の順であり、個人出願も48件で16%を占めている。



2007年下半期、現在インターネットの速度より倍の早さの超高速電力線通信（PLC: Power Line Communication）常用化サービスが進められているなか、PLC関連特許出願が2000年以後、爆発的に増加したことが明らかになった。

PLC技術は、電気を供給することを目的として架設された電力線に高周波信号を重畳して送る通信技術である。代表的なインターネット回線のDSL（Digital Subscriber Line）やCable通信と比べたとき、PLCは従来の電力線をそのまま利用するために構築コストが低く、拡張が容易であるため、光加入者網（FTTH: Fiber To The Home）と共にもっとも競争力のある加入者網技術として評価されている。

電力線通信関連出願は1995年から1999年までは毎年5件内外で留まったものの、ホームネットワーク市場が世界的 이슈として浮上し始めた2000年以後は急激に増加し、2006年末から年平均54件が出願されるに至った。

1995年から2006年までの韓国人による出願は350件で、外国人による54件の出願に比べ遥かに多いことが明らかになり、前記のような結果は、LG、サムスンなどの韓国業者による技術先占のための集中的投資及び研究開発並びに積極的技術権利化への努力の証であろう。

米国、ヨーロッパなどではPLC用周波数帯域の許容を含む関連制度の整備がなされ、かつ情報技術（IT）企業の投資拡大など常用化への動きが活発になり、韓国では高速PLCと関連した電波法が改正されたことがある。

PLC技術が最近200Mbps級以上の光帯域まで拡大され、ホームセキュリティー、超高速インターネット、デジタルAVシステムなど、大容量のアプリケーションを表せる次世代ネットワークインフラとして使える魅力的な技術として、関連出願は増加し続ける見通しである

半導体チップの静電気防止回路関連技術 開発活発

半導体チップにおいて、静電気による熱によって配線が溶けるなどの完全破壊が発生するか、使用中であるシステムに誤作動を起こすケースがたびたび起こり、静電気防止回路開発が重要な課題として浮上している。その一例は2004年から2006年までに半導体チップを静電気から保護する静電気防止回路関連技術の特許出願が年平均88%と大きく増加したことである。詳しくみると、半導体チップの静電気防止回路に関する特許出願は1998年に114件を最高値で、その後減少しつつあったが、2004年64件、2005年70件、2006年53件と、最近の3年間は年平均62件を記録し今までの出願件数を遥かに上回る傾向を見せており、また韓国人による出願も最近の3年間で年平均51件が出され、出願増加を導いている。出願人別にみると、最近の3年間、ハイニックス (Hynix) 半導体70件、サムスン電子25件、マグナチップ (Magnachip) 21件及びDongbuエレクトロニクス18件の順で、ハイニックス半導体が圧倒的な量の出願をしており、また国策研究機関である韓国電子通信研究院も6件出願し、静電気防止回路関連技術開発が活発であることがわかる。

半導体チップは高集積化され、半導体チップ内部回路を構成する金属配線の線幅と絶縁体の厚みが数十ナノメートルで薄くなり、静電気に対する耐性が減少することによって、静電気防止回路が小型化されるべく課題を解決する方向へとこれからの技術開発や特許出願が活発になる見通しである。

電子ペーパー、果たして我々の生活に 舞込んでくれるのだろうか

電子ペーパー関連特許出願が爆発的に増えている。特許庁によると、2001年6件であったものが、最近の6年間、毎年倍近くに増えて2006年には156

件の特許出願が出された。

特に、電気泳動現象を利用したディスプレイを中心とした技術開発が活発である。出願人別にみると、フィリップス (オランダ) が100件でもっとも多く特許出願し、その次にLG電子77件、サムスン電子42件、LGフィリップスLCD32件、セイコーエプソン (日本) が17件の順である。

電気泳動を利用した電子ペーパーの場合、自ら発光しないので視覚的な疲れが極めて低く、活字本を読む時同様の気楽さを感じることができる。極めて少ない電力で紙同様の悠然たる薄いパネルの製作ができるという期待感が高く、次世代平板表示装置として注目を浴びている。

本来の電気泳動 (electrophoresis) 現象は、電場の中で下電された粒子 (イオン) が陽極または陰極の方へ移動する古典的な物理現象を示す。主にアミノ酸、ヌクレオチド、蛋白質などのような化学物質を分離するか分析する技術で活用されたが、最近では電気泳動現象が電子ペーパー (e-paper) の実現可能性を開け、ディスプレイ応用に関する特許出願の急増に繋がったと思われる。現在はプレート (Plate) 型、冊子型、巻き取り型、紙型など、直接紙に代える試製品を生産する段階に至っている。電子ペーパー (e-paper) は、まだ町や商店の簡単な表示パネルに応用される程度に過ぎないが、ゆくゆくは平板ディスプレイはもちろんのこと、電子新聞 (e-newspaper)、電子雑誌 (e-magazine)、電子本 (e-book) などのあらゆる分野に渡って大きな技術的波及効果を齎すと思われる。

電子ペーパーと新概念の出版文化に向けたチャレンジは、ディスプレイ技術全般にかけた重大な変化が既に起こりつつあることを示す。よって、源泉特許と応用技術確保のための企業の手っ取り早い対応が要求される。



電子ペーパーの実用例

半導体集積回路の配置設計に関する法律 施行令改正案立法予告

2007年4月に公布された改正半導体集積回路の配置設計に関する法律の改正事項である電子申し込み制度と関連した手続きを反映するために施行令の改正案が立法予告され、主な内容をみると、下記の通りであり、意見のある団体または個人は2007年8月3日までに意見書を特許庁長に提出することができる。

イ. 設定登録申込の電子化のための規定整備（案第11条）

（1）従来の配置設計権の設定登録申込時、紙に印刷された図面や写真を提出するよう規定された事項を電子文書にて電子申込ができるように整備

（2）従来の設定登録申込書の記載内容のうち、書旨的事項は設定登録申込書で、技術的事項は配置設計説明書で分離して運用

（3）創作に関連した技術的内容を配置設計説明書に記載するようにして従来の創作者であることを証明する資料の提出規定は削除

（4）非公開される配置設計ファイルの導入で従来の図面の一部を隠す秘密保護規定は削除

ロ. 電子申込に伴う設定登録申込の却下理由の具体化（案第12条第1項）

（1）電子申込制度の導入によって設定登録申込書と配置設計説明書の記載を明確にし、これらの間の内容が相互合致するように規定

ハ. 設定登録申込書などの書類に対する補正制度導入（案第12条第2項乃至第4項）

（1）電子申込制度の導入と申込人の要請に応じて補正制度運用

（2）申込によって、または直権で補正可能な指定期間を延長できる規定を整う

ニ. 設定登録申込に関する書類などに対する閲覧・写しの要件の具体化（案第36条）

（1）従来設定登録申込と関連されたペーパー書類に関する閲覧・写しの規定を電子申込制度導入に伴って整備

（2）配置設計権者でない者が配置設計登録証を偽って使えることができないようにし、電子ファイルで提出される配置設計ファイルに対する保安措置の一環として配置設計権者のみが閲覧・写しできるような措置

ホ. 配置設計ファイルの秘密保持管理規定の導入（案第39条）

（1）従来の設定登録申込時には、紙に印刷された図面や写真を持って添付資料として提出したが、配置設計ファイルを電子ファイルで提出するようになり防火壁などの保安措置が必要

（2）配置設計ファイルを保管するためのサーバ及びバックアップ用光ディスク活用

ヘ. 法人関連記載事項整備（案第4条、第7条、第11条、第17条、第24条）

（1）従来法人に関する記載項目で法人登録番号を根拠規定なしに慣行的に記載するようになったが、根拠規定を整え法人登録番号を記載するようにする必要有

ト. 「分かりやすい法令作りのための整備基準」に基づいた整備（案施行令規定全般）

（1）法律標記のハングル化、難しい漢字語と用語の純化及び体系整備を通じた施行令規定全般において簡潔・明確化を図る。



Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

Website: www.kimsandlees.com
e-mail: eybkim@chol.com

韓国ソウル鐘路区寛勳洞151-8 同徳ビル8階
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351